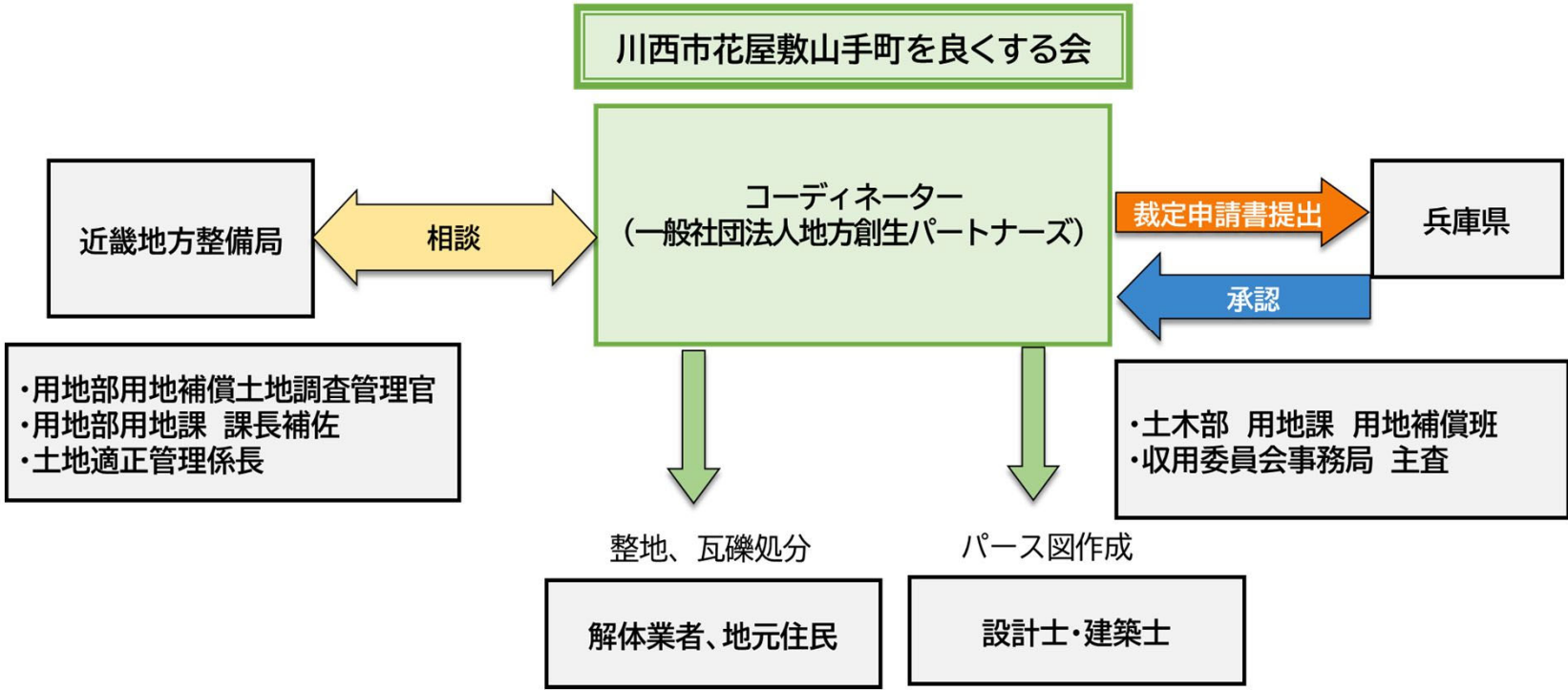


対象地域	対象地域の特性	地域が抱えている課題	主な取組内容
兵庫県川西市 花屋敷山手町(所有者不明の宅地 5筆を含む計7筆)	阪急川西能勢口駅から徒歩10分に位置する閑静な住宅地である。傾斜地にあり、眺望が良い一方、土砂災害警戒区域となっている。前面道路の幅員3m程度、通路幅0.9mの袋地。	密集家屋で発生した火災の跡地が30年間放置され、草木の繁茂、建物の残骸により危険な状態にある。狭小敷地の家屋が密集し、道路も狭あいであるため、防災性の確保が必要である。地域の高齢化も進行し、地域のコミュニティを維持していくことも課題になっている。	● 地域福利増進事業の裁定申請に向けて、近畿地方整備局と兵庫県への確認を進める。 ● 任意団体の活動を持続していくための助成金、補助金等の利用を検討。

事業内容・スキーム

○火災跡地の管理不全空き地を地域福利増進事業によって、地域住民が管理し、地域交流の場として活用する。



モデル事業による取組成果	裁定申請書提出に向けた事前相談	裁定申請書類に対する指摘事項	裁定申請書作成時の留意点
	地域福利増進事業の裁定申請書の提出前に県や近畿地方整備局に事前相談を行っておくことが必要。 地方整備局の協力を得ることで、県や市との調整も円滑に進めることができた。	県担当者への事前相談から、以下の事項について指摘があった。 ●収入・支出に関する項目を具体的に記載する（自治会等、収入源がない場合は注意が必要）。 ●添付書類の事業計画図は、県の担当者が収用委員会等に説明するために必要なツールであり、事業の内容がイメージできるものであることが望ましい。作成に当たっては、設計士等専門家に依頼することが望ましい。	事業期間が10年以内、もしくは20年以内とすることが定まっていない場合、想定期間別に補償金額を算出しておく。 裁定申請に至るまで相当時間を要するため、鑑定書を早く取ってしまうと時点修正が発生する。鑑定を取る必要はないようだが、何らかの説明書類を求められることがある。